

月報 平成30年 10月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

8月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は142人となり、前年同月で6.0%減少した。
- ・月間有効求職者数は601人となり、前年同月比で3.5%減少した。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は272人となり、前年同月比では、一般求人が26.5%増加、パート求人は33.3%減少した。
産業別でみると、建設業、医療・福祉分野が増加したが、製造業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業は減少し、全体として5.0%の増加となった。
- ・月間有効求人数は753人となり、前年同月比で6.4%増加した。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月を0.11ポイント上回る1.25倍であった。
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.29倍、パートの有効求人倍率が1.17倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>



一般職業紹介状況 平成30年8月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	142	11.8	▲ 6.0	
	うち男	67	▲ 2.9	▲ 15.2	
	うち女	75	31.6	4.2	
	年齢別	～44歳	74	27.6	▲ 6.3
		45～54歳	26	▲ 18.8	▲ 13.3
		55歳～	42	13.5	0.0
	月間有効求職者数	601	▲ 6.2	▲ 3.5	
	うち男	315	▲ 6.3	▲ 1.9	
	うち女	285	▲ 6.3	▲ 5.6	
	年齢別	～44歳	273	▲ 3.5	▲ 10.5
		45～54歳	130	▲ 5.8	30.0
		55歳～	198	▲ 10.0	▲ 9.2
求 人 関 係	新規求人数	272	0.0	5.0	
	主要産業別	建設業	47	17.5	51.6
		製造業	45	▲ 25.0	▲ 2.2
		卸売・小売業	33	43.5	▲ 23.3
		飲食店・宿泊業	26	4.0	▲ 23.5
		医療・福祉	59	▲ 25.3	31.1
	月間有効求人数	753	1.2	6.4	
就 職 関 係	紹介件数	220	▲ 0.5	16.4	
	うち男	111	▲ 23.4	7.8	
	うち女	109	43.4	26.7	
	就職件数	43	▲ 38.6	▲ 17.3	
	うち男	22	▲ 43.6	▲ 8.3	
	うち女	21	▲ 32.3	▲ 25.0	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

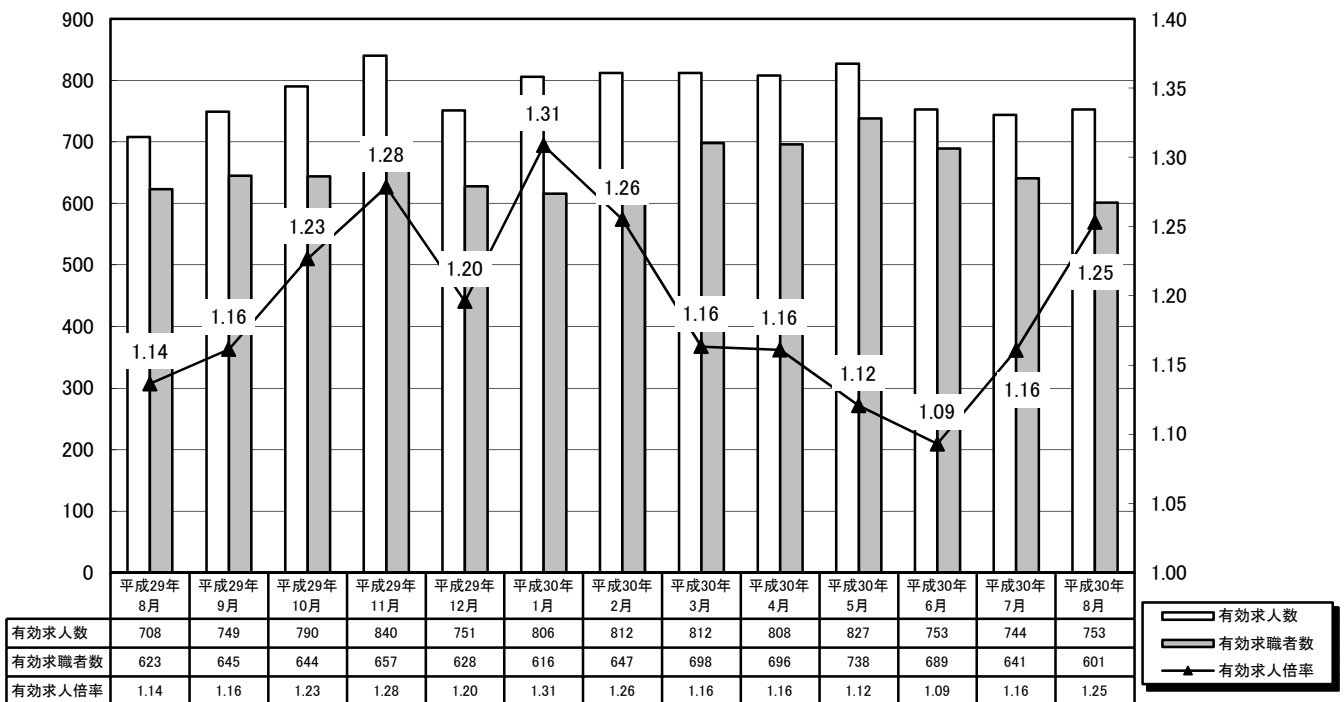
雇用保険取扱状況 平成30年8月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	824	823	815	
	資 格 取 得 者 数	140	122	102	
	資 格 喪 失 者 数	112	123	99	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,331	11,317	11,298	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	23	24	40
		受給者実人員	120	117	116
		支給金額(千円)	14,397	12,949	15,389
	高齢	受給者数	10	10	6
		支給金額(千円)	2,306	2,176	1,209
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	11	18	19
		支給金額(千円)	3,235	6,701	7,169

労働市場の動き（平成30年8月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



事業主のみなさま、労働保険の加入手続きはお済みですか？

～ 11月は労働保険適用促進強化期間です ～

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

労働保険は、労働者が安心して働ける職場作りと、安定した事業経営に欠かせない国が直接管掌する保険制度です。

労働保険のうち労災保険は、労働者の方が業務上又は通勤途上の災害により被災した場合に、療養等に対する給付や社会復帰のための援助を行う制度です。

雇用保険は、労働者の方が失業した場合に再就職のための給付を行うほか、失業の予防や高齢者や障害を持つ方等、就職が困難な方の雇用の促進を図るための支援を行う制度です。

アルバイトやパートタイム労働者を雇用する場合であっても労働保険に加入していただく必要があります。

詳しくは、ハローワーク白石（TEL 0224-25-3107）・大河原労働基準監督署（0224-53-2154）又は宮城労働局労働保険徴収課（022-299-8842）へお問い合わせください。

「特定求職者雇用開発助成金」に関するご案内

平成30年10月1日から支給要件の一部を変更します

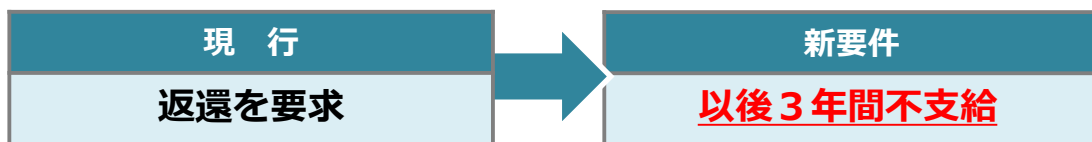
特定求職者雇用開発助成金（※）は、平成30年10月1日から支給要件の一部を下記のとおり変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご留意ください。

（※）変更の対象は以下のコースです。

- 特定就職困難者コース
- 生涯現役コース
- 被災者雇用開発コース
- 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
- 長期不安定雇用者雇用開発コース
- 生活保護受給者等雇用開発コース

1. 助成対象期間中に対象労働者を解雇等した場合

▶ 変更点：これまでは当該労働者に対する助成金の返還をお願いしていましたが、
今後は、以後3年間、当該事業所に対して本助成金を支給しないこととします。



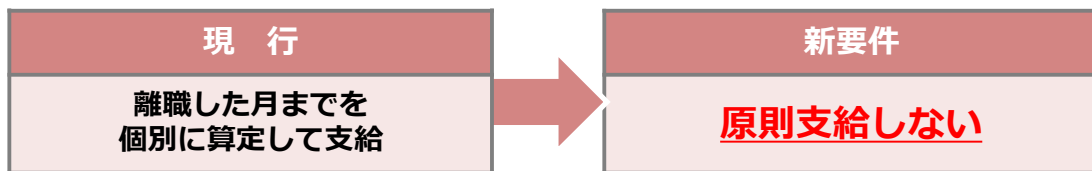
【変更の背景】事業主都合で対象労働者を解雇等（※1）することは、対象労働者の不利益につながることで、また、事業主の社会的責任に鑑み、従来実施していた既払い助成金の返還を廃止し、**解雇等を実施した日以後3年間は、当該事業所に対する助成金を支給しないこととします。**（※2）

※1 解雇等とは、事業主都合による解雇はもちろんのこと、事業主の勸奨等による任意退職等も含み、具体的には雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因が「3」となる離職をいいます。

※2 本変更は平成30年10月1日以降に対象労働者を解雇等した場合に適用されます。

2. 支給対象期の途中で対象労働者が離職した場合

▶ 変更点：これまでは離職した月までを助成対象期間として助成金を支給していましたが、
今後は、当該支給対象期（6か月）分の本助成金は原則支給しないこととします。



【変更の背景】雇入れ時点において「継続して雇用することが確実である」ことを本助成金の支給要件のひとつとしていますが、**事業主による労働者の職場定着に対する措置を十分図っていただく必要があることから、新たに「支給対象期間中に離職していないこと」を支給要件とします。**

- ▶ 上記1、2の変更に伴い、従来支給要件としていた「離職割合要件」は廃止します。**ただし、就労継続支援A型事業所の利用者として雇用される場合を除きます。**
- ▶ また、**実際に対象労働者に支払った賃金額を、支給額算定の際の基準に加えます。**
 - ◆ 週当たりの賃金額が「最低賃金×30時間」を下回る場合は短時間労働者とみなします。
 - ◆ 支給対象期における賃金額が支給額を下回る場合は助成金を支給しません。
- ▶ 変更は平成30年10月1日以降に支給対象期（第1期）が開始される者から適用されます。
- ▶ 詳しくはお近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

その他・
留意事項